高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則をここに公布する。 平成 26 年 9 月 9 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 12 号

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第2条第3項の規定に基づき、 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づく高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校の 授業料の全部又は一部の免除(以下「授業料の減免」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免)

- 第2条 条例第2条第3項に規定する教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときとは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項に該当しないときとする。ただし、高等学校等就学支援金その他の授業料に充てるための支援金(以下「就学支援金等」という。)の受給資格を有する場合であって、これらの受給資格の認定の申請を行わないときを除く。
- 2 授業料の減免の額は、別に定める基準により、授業料の全額又は支給される就学支援金等の額を超える授業料の額とする。 (減免の始期及び終期)
- 第3条 授業料の減免は、次条第1項の規定により申請書が提出された日の属する月から開始し、その翌年度(その日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、その日の属する年度)の6月をもって終わる。ただし、特に必要があると認めるときは、始期又は終期を変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、最終の学年の7月以後の月に申請を行う場合にあっては、その月の属する年度末を終期とする。 (減免の手続)
- 第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、在学する県立高等学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。ただし、就学支援金等の受給資格の認定の申請を行っている者にあっては、当該減免申請書を提出したものとみなす。
- 2 前項の場合において、校長は、当該申請書に授業料の減免に関する意見書(様式第2号)を添付して、これを教育長に送付するものとする。

(減免の決定及び通知)

- 第5条 教育長は、前条の授業料減免申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは授業料の減免を決定するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定により授業料の減免を決定したときは、授業料減免決定通知書(様式第3号)を校長を経由して当該申請者に交付 し、授業料の減免を行わない旨の決定をしたときは、その旨を校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

- 3 校長は、第1項の規定にかかわらず、授業料の減免の決定に関して専決することができる。
- 4 校長は、前項の規定により専決を行った場合には、授業料減免報告書(様式第4号)により教育長に報告しなければならない。 (届出)
- 第6条 前条の規定により授業料の減免を受けている者は、第4条第1項の授業料減免申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を校長を経由して教育長に届け出なければならない。

(減免の取消し等)

- 第7条 教育長は、授業料の減免を受けている者が授業料の減免の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該授業料の減免を取り消し、又は その額若しくは終期を変更することができる。
- 2 偽りの申請その他の不正な手段によって授業料の減免の決定を受けたときは、当該減免の決定を取り消すものとする。
- 3 第5条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、授業料の減免について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度分の減免については、「申請書が提出された日」とあるのは、「減免の事由が発生した日」 と読み替えるものとする。 (表)

授業料減免申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

ふりがな	
生徒の氏名	

佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号)第2条第3項の規定により、 次のとおり授業料の減免を申請します。

申請の理由		
減免申請期間	年 月から	年 月まで
就学支援金受給履歴	受給したことがない	受給したことがある
学び直し支援金受給 履歴	受給したことがない	受給したことがある

学校名				課程		全日制	・定時制	削・通信	制
学科		¥	4	学年					年
生徒の生年月日	年	月	日						
生徒の住所									
在学期間	年	月	日	~	現	生に至る			
上記のうち休学等の 期間	年	月	日	~		年	月	日	
ふりがな									
保護者等の氏名									
生徒との続柄									

記入上の注意

- 1 生徒の氏名及びふりがなは、生徒本人が署名してください。(保護者等による代筆も可能です。)
- 2 裏面の過去の在学期間も含め、全て記入ください。
- 3 4~6月申請の場合は当該年度6月まで、7~3月申請の場合は翌年度6月まで、卒業年 度申請の場合は当該年度末までを申請期間の限度とします。

添付書類

- 1 保護者等の市町村民税所得割の額が確認できる証明書等(写しでも可) (4~6月に申請するときは前々年の所得を証明するもの、7月~翌年6月に申請すると きは前年の所得を証明するもの。)
- 2 1のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。

この様式に記載された個人情報は、授業料の減免の決定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏)

高等学校等の過去の在学期間について

学校名	立				高等学校					
課程	全日制	・定時	制・通	信制	学科					科
在学期間		年	月	日	~		年	月	日	
上記のうち休 学等の期間		年	月	日	~		年	月	日	

学校名		高等学校							
課程	全日制・定	時制・追	通信制	学科					科
在学期間	年	月	日	~	年	Ξ,	月	日	
上記のうち休 学等の期間	年	月	日	~	年	Ξ,	月	日	

事務室使用欄

在学月数の確	在学月数 休学等月数 左記の月数が定時・通
認	(補足) ・月数=月の初日に在学・休学していた月を1月とする。
	・現在通学している学校の期間を含めて計算する。
市町村民税所得割の額の確	課税証明書により確認
詩 割 の 韻 の 確 認 (304,200 円	保護者 保護者
未満である)	+ =
	就学支援金受給歴あり
	退学歴あり
	在学36月以内
T = A	在学36月を超える(既卒者以外)
チェック	既卒者
	学び直し支援金の受給期間は終了している
	(補足)『』、『』にチェックがある場合は、要件を満たした月から
	24月まで学び直し支援金が受給できます。

	又は にチェックがある場合(ただし	
減免の額	授業料額	減免の額 =

全日制及び定時制は月額で記入、通信制は総額で記入する。

様式第2号(第4条関係)

意見書									
課程	全日	・定時・通信	学科		科	学年	年		
生徒名									
減免の	額	授業料額	円 -	就学支援金等の額	円 =	減免の	額 円		
減免の	期間	年	月か	ら 年	月 まで				
授業料	の減免	に関する意見欄							
上記		り授業料の減免 年 月 日		いて意見を申し述。 佐賀県立		高等学校	语 印		
佐賀	県教育	委員会教育長	樣						

備考

- 1 申請者が条例第2条第3項第1号に該当する場合は、修学の意欲その他の参考となる事項(入学を志望した動機、長期間にわたり在籍するに至った理由等)を記載する。
- 2 申請者が条例第2条第3項第2号に該当する場合は、授業料の額が就学支援金等の額を超える理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

佐賀県教育委員会指令第号(学校名)高等学校(課程)(学年)年

(珠/主) (生徒名)

授業料減免決定通知書

申請のあった授業料の減免については、佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和 23 年佐賀県条例第 17 号)の規定により下記のとおり減免する。

なお、申請した事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。

記

減免の期間	減免の額
年 月 日から	П
年 月 日まで	П

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長

第号年月日

佐賀県教育委員会教育長 様

学校長名

年度授業料減免報告書

下記のとおり授業料の減免の決定をしましたので報告します。

記

課程	学年	生徒名	減免の根拠 条項	減免期間	減免 月数	減免額 (月額)	指令 番号
					月	巴	

通信制については、減免月数は空欄とし、減免額は総額を記入すること。